

○財務省告示第五十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年一月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年二月九日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法
利付国庫債券（十年）（第二百八十七回、第二百九十一回、第三百回、第三百二回、第三百六回及び第三百十六回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十五回、第五十八回、第六十二回、第六十七回、第七十六回、第八十二回、第八十七回、第九十一回及び第九十四回）	発行の根拠	法律及びその	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六	七	八	九	十	十一
発行	払込	最低額	振替	発行	発行
額	金額	面金	単位	行	行
				格	日
額	額	金	位	日	日
二千九百九十一億	三億九千九百五十七万	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十四年一月二十六日発行の対象国債ごとの額に面金額を出し、つぎの算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十二
十三
利
経
過
子
率
の
払
込
み

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額を加え、次の算式により規定する。

式号に、規則する期日に払い込むものとする。

額面金の利率の

$$\left(\frac{\text{面金} \times \text{発行日} + \text{額面金} \times \text{発行日} + \text{額面金} \times \text{発行日} + \text{額面金} \times \text{発行日}}{\text{額面金} + \text{額面金} + \text{額面金} + \text{額面金}} \right) \times \text{残存年数}$$

(二) 発行時において、その利子

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十四年一月二十六日
 (別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第十回)	一・九%	平成六年二月二十九日	八百二十八億円
利付国庫債券 (第十回)	一・三%	平成三年三月二十日	七十六億円
利付国庫債券 (第三回)	一・五%	平成三年三月二十一日	九百三十八億円
利付国庫債券 (第三回)	一・四%	平成六年三月二十一日	四百十三億円
利付国庫債券 (第三回)	一・四%	平成三年三月二十二日	二十二億円
利付国庫債券 (第三回)	一・一%	平成六年三月二十三日	六百二十七億円
利付国庫債券 (第五回)	二・〇%	平成一年三月二十四日	百十七億円
利付国庫債券 (第五回)	一・九%	平成九年三月二十四日	二十億円
利付国庫債券 (第六回)	〇・八%	平成六年三月二十五日	五億円

（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回 券 ）
二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %
日年平 三成 月三 二十 十九	日年平 九成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十 十六
五 億 円	二 十 億 円	円百 二 十 九 億	五 億 円	十 億 円	四 十 六 億 円